

滋賀県横断歩道橋修繕計画

令和5年3月（令和6年12月一部改訂）

滋賀県 土木交通部 道路保全課

目次

1. 対象施設 1

2. 計画期間 3

3. 基本方針及び短期的な数値目標 3

4. 対策の優先順位の考え方 4

 健全度 4

 重要度 4

5. その他 4

 定期点検について 4

 撤去について 5

対策予定一覧表 6

参考資料(道路施設の維持管理について)

1. 対象施設

本計画の対象施設は、表 1 に示すとおりとする。

表 1 本計画の対象施設

令和 6 年 12 月 1 日現在

施設名			路線名	架設 年次 (西暦)	橋長 (m)	通路 幅員 (m)	管理事 務所名	市町名
No	横断歩道橋名	フリガナ						
1	近江神宮前 歩道橋	オミジンクウミイト ウキョウ	主) 下鴨大津線	1988	41.5	1.5	大津	大津市
2	近江大橋前 歩道橋	オミオホシマイトウ キョウ	一) 大津湖岸線	1983	29.2	1.5	大津	大津市
3	木戸 横断歩道橋	キトウダントウキョ ウ	一) 高島大津線	1969	13.2	1.5	大津	大津市
4	石山歩道橋	イシヤマイトウキョ ウ	一) 千町石山寺辺線	1988	27	1.5	大津	大津市
5	尾花川 横断歩道橋	オノハカワダントウ キョウ	一) 高島大津線	1969	22.1	2.7	大津	大津市
6	下坂本 横断歩道橋	シモサカモトダント ウキョウ)	一) 高島大津線	1970	14.7	1.5	大津	大津市
7	久野部 横断歩道橋	クノベウダントウキ ョウ	主) 大津能登川長浜線	1983	19.2	1.5	南部	野洲市
8	野路歩道橋	ノロイトウキョウ	主) 大津草津線	1975	11.4	1.5	南部	草津市
9	志那中歩道橋	シナナカイトウキョ ウ	主) 大津守山 近江八幡線	1970	21	1.5	南部	草津市
10	木川 横断歩道橋	キカワウダントウキ ョウ	主) 草津守山線	1986	23	2.2	南部	草津市
11	玉川歩道橋	タマガワイトウキョ ウ	主) 平野草津線	1977	17.1	1.5	南部	草津市
12	志津歩道橋	シヅイトウキョウ	主) 大津能登川長浜線	1977	22.8	1.5	南部	草津市
13	込田歩道橋	コミタイトウキョウ	一) 山田草津線	1975	18.9	1.5	南部	草津市
14	高野歩道橋	タカノイトウキョウ	一) 片岡栗東線	1968	16.9	1.5	南部	栗東市
15	培坂 横断歩道橋	ハieiカサダントウ キョウ	主) 平野草津線	不明	29	1.5	南部	草津市
16	矢橋東歩道橋	ヤハセヒガシイトウ キョウ	主) 大津草津線	1975	24.4	1.5	南部	草津市
17	岡本歩道橋	オカモイトウキョウ	主) 大津能登川長浜線	2004	72.8	2.1	南部	草津市
18	矢橋歩道橋	ヤハセイトウキョウ	主) 大津草津線	1975	24.5	2.1	南部	草津市
19	三代出歩道橋	ミヨデイトウキョウ	国道 307 号	1972	18	1.5	甲賀	甲賀市
20	日吉道歩道橋	ヒヨシミチイトウキ ョウ	主) 草津伊賀線	1969	15	1.5	甲賀	甲賀市

施設名			路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	通路幅員 (m)	管理事務所名	市町名
No	横断歩道橋名	フリガナ						
21	信楽小学校前歩道橋	シカラキショウカヱツコウマ Iホトウチヨウ	一) 信楽上野線	1972	18	1.5	甲賀	甲賀市
22	元町歩道橋	トモマチホトウチヨウ	国道 307 号	1965	12	1.5	甲賀	甲賀市
23	新町歩道橋	シンマチホトウチヨウ	国道 307 号	1969	16	1.5	甲賀	甲賀市
24	石部横断歩道橋	イシハウチダクンホトウチ ヨウ	主) 草津伊賀線	1988	27	2.1	甲賀	湖南市
25	朝国横断歩道橋	アサキニウチダクンホトウチ ヨウ	主) 彦根八日市甲西線	2001	30.5	3.0	甲賀	湖南市
26	窪野歩道橋	クハノホトウチヨウ	国道 477 号	1988	23	2.1	東近江	竜王町
27	今横断歩道橋	イマウチダクンホトウチヨウ	主) 大津能登川長浜線	1982	15	1.5	東近江	東近江市
28	金田歩道橋	カナダホトウチヨウ	主) 大津守山 近江八幡線	1972	27	1.5	東近江	近江八幡市
29	藤間歩道橋	フジマホトウチヨウ	主) 近江八幡守山線	1985	17	1.5	東近江	近江八幡市
30	桐原歩道橋	キリハラホトウチヨウ	主) 近江八幡守山線	1989	34	1.5	東近江	近江八幡市
31	高番歩道橋	タカバンホトウチヨウ	国道 365 号	1975	66	1.5	長浜	米原市
32	豊公園歩道橋	トヨコウエンホトウチヨウ	主) 大津能登川長浜線	1976	31.7	1.5	長浜	長浜市
33	長浜横断歩道橋	ナガハマウチダクンホトウチ ヨウ	一) 長浜近江線	1981	13.6	1.5	長浜	長浜市
34	高田歩道橋	タカダホトウチヨウ	一) 長浜近江線	1966	13.1	1.5	長浜	長浜市
35	日置前歩道橋	ヒキマエホトウチヨウ	一) 今津マキノ線	1981	15.3	1.5	高島	高島市

主) は主要地方道、一) は一般県道を指す。

○事務所別、建設年次別施設数

事務所別、建設年次別の施設数を表 2、表 3 に示す。

表 2 事務所別施設数

事務所名	施設数
大津土木事務所	6
南部土木事務所	12
甲賀土木事務所	7
東近江土木事務所	5
湖東土木事務所	0
長浜土木事務所	4
長浜土木事務所木之本支所	0
高島土木事務所	1
合計	35

表 3 建設年次別施設数

建設年次	施設数
1960～1969	7
1970～1979	13
1980～1989	12
1990～1999	0
2000～2009	2
不明	1
合計	35

2. 計画期間

本計画は、5 年に一度の定期点検を踏まえ、メンテナンスサイクルの取り組みを着実に進めるために、今後 5 年間を対象とした計画とする。ただし、点検結果等を踏まえ、適宜、更新を行うものとする。

3. 基本方針および短期的な数値目標

○集約化撤去

令和 8 年度までに管理する施設のうち 1 基程度について、施設の撤去に伴う迂回路整備や、機能縮小、複数施設の集約化などの検討を、周辺自治体および自治会と協議のうえ、社会経済情勢や施設の利用状況の変化、施設周辺の道路の整備状況、点検・修繕・更新等に係る中長期的な費用等を考慮し、実施することを目標とする。なお、集約化によるコスト縮減効果として、今後 5 年間で約 1,000 千円のコスト縮減効果を目指している。

○新技術等の活用

2 巡目の定期点検からすべての橋梁で新技術の活用を検討する。

令和 8 年度までに管理するすべての横断歩道橋について、修繕や点検等に係る新技術等の活用の検討を行うとともに、約 1 割程度の管理施設において、費用の縮減や事業の効率化等の効果が見込まれる新技術等を活用することを目標とする。

○費用縮減

計画的に予防的な修繕を行うことで維持管理費用が縮減できることから、予防保全に転換し、コスト縮減を見込む。

2 巡目の定期点検からすべての施設で新技術の活用を検討することとし、令和 8 年度までに、1 巡目点検において従来技術を使用した約 3 基に対しては新技術等を活用した点検を実施することで、約 1,000 千円のコスト縮減を目標とする。

4. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位を決定するための優先度は、横断歩道橋の管理施設数が橋梁ほど多くないことから、原則として点検結果による健全度により設定するものとする。健全度が同程度の場合は、重要度を加味して設定するものとする。

ただし、点検結果のバラツキや同一事務所で同時期の集中等を考慮し、安全性を確認したうえで、道路管理者の判断により優先順位を決定しているものもある。

○健全度

健全度は、横断歩道橋定期点検要領（国土交通省 道路局）に基づき、点検・診断した結果、判定区分Ⅰ～Ⅳの四段階で評価するものとし、「Ⅳ」については重要度に関わらず緊急に対策を、判定区分「Ⅲ」については、早期(5 年以内)に対策を行うものとする。

また、判定区分「Ⅱ」の施設については、他の施設の状況に応じ、必要と判断した場合に対策を行うものとする。

表 4 判定区分

判定区分		状態
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

○重要度

重要度は、当該歩道橋が通学路であるか、また路下道路が緊急輸送道路であるかの 2 項目により設定するものとする。

2 項目該当：最重要、1 項目該当：重要、0 項目：標準

5. その他

○定期点検について

定期点検は、平成 26 年度の道路法施行規則一部改正により、義務化となったことから、5 年に一度近接目視による定期点検を継続的に行い、点検・診断の結果を適切に集積し、修

繕等に反映させることで、「メンテナンスサイクル」を確立します。

なお、本計画は最新の定期点検結果により、必要に応じ更新していきます。

○撤去について

平成 26 年 10 月 14 日付け、滋道第 779 号の事務連絡に基づき、維持管理の負担を少しでも軽減していくため、修繕などの機会に当該横断歩道橋の必要性を確認し、支障のないものの※は撤去を行うものとする。

※以下の 3 要件を満たすものについては、撤去を検討すること

1. 通学路でないこと
2. 代替施設(平面横断)の確保が可能であること
3. 利用者及び関係機関の同意が得られること

